

# 埼玉県特別高圧受電事業者等 支援金のご案内

申請受付期間：令和8年2月25日(水)～6月15日(月)

交付対象期間：令和8年1月分～3月分の3か月分 ※詳細は裏面をご覧ください

埼玉県内の事業所等で「特別高圧電力」を使用し、電気料金高騰の影響を受けている中小企業等の負担軽減を図るために支援金を交付します。

支援金の交付を受けるためには申請が必要です。裏面をご覧ください。

支援対象事業者(申請者)

1 2 いずれも埼玉県内の事業所等が対象です。

1 特別高圧電力を使用している  
中小企業者・工業団地



2 特別高圧電力を使用している  
施設内にテナントとして入居する中小企業者等



対象となる中小企業者等とは、中小企業基本法に定める中小企業者、その他の法人で中小企業に準ずるもの。(詳細はホームページをご覧ください。)

支援金交付額

		工場・工業団地等	商業施設テナント	オフィスビル等テナント
交付対象単位		電気使用量 (kWh)	面積 (㎡)	面積 (㎡)
支援額	1月、2月	2.3 円/kWh	62 円/㎡	43 円/㎡
	3月	0.8 円/kWh	21 円/㎡	14 円/㎡

工場・工業団地：交付額＝各月の使用量×単価

工場で1月に100,000kWh 利用した場合  
 $100,000 \times 2.3 \text{ 円} = 230,000 \text{ 円}$ の交付額が  
 1月分として交付されます。

テナント・オフィスビル：交付額＝入居床面積×単価

商業施設に入居している200㎡のテナントの場合  
 $200 \times 62 \text{ 円} \times 2 \text{ か月} = 24,800 \text{ 円}$  (1月、2月)  
 $200 \times 21 \text{ 円} \times 1 \text{ か月} = 4,200 \text{ 円}$  (3月)  
 $24,800 \text{ 円} + 4,200 \text{ 円} = 29,000 \text{ 円}$ が交付されます。

▼申請受付期間・申請方法・お問い合わせ先などは裏面をご覧ください▼